

一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人長岡造形大学会計規程第 38 条第 1 項の規定により一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本入札は年度開始前の契約準備行為であるため、令和 5 年度における本入札予算の成立を条件とします。

令和 4 年 11 月 24 日

公立大学法人長岡造形大学
理事長 佐々木 順子



1 入札対象業務

- (1) 業務名:施設設備安全管理及び清掃業務
- (2) 業務場所:長岡市千秋 4 丁目 197 番地 長岡造形大学
- (3) 業務概要:
 - ① 構内安全・維持管理業務
 - ② 施設設備運転操作等管理業務
 - ③ 法定点検業務(建築物環境衛生管理業務、一部の建築物の定期調査業務)
 - ④ 清掃業務
- (4) 業務期間:令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日 まで(4年 5 カ月間)

2 入札説明書、業務仕様書等の交付及び入札に関する問い合わせ

入札に関する詳細を記した入札説明書、業務仕様書等を以下のとおり交付します。

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所
 - ・ 交付期間:令和 4 年 11 月 24 日(木) 午前 9 時から 12 月 12 日(月) 午後 5 時
※ 土曜・日曜・休日及び祝日を除く。
 - ・ 交付場所:長岡造形大学 施設・業務管理課
交付を希望する者は事前に問い合わせ先までご一報下さい。
- (2) 入札に関する問い合わせ
長岡造形大学 施設・業務管理課 高橋、佐藤
Eメール:shisetsu@nagaoka-id.ac.jp
電話番号:0258-21-3314(直通)

3 入札執行の日時と場所

- (1) 日時:令和 4 年 12 月 23 日(金) 10 時
- (2) 場所:新潟県長岡市千秋 4 丁目 197 番地
長岡造形大学 第 2 会議室

4 入札参加資格要件

- (1) 応募者の形態等
応募者の形態は、以下に示す 2 形態のいずれかとなります。
 - ・ 単 独 団 体:1つの企業・団体(組織形態は問いませんが、法人に限ります。)
 - ・ 共同企業体:複数の法人から構成される団体※ 共同企業体の形態をとる場合には、必ず代表法人および構成員の責任割合を明記した書類(契約書、協定書、覚書等)を提示してください。業務委託契約の締結に当たっては、共同企業体の

全ての構成員を契約当事者とし、契約に関する債務は共同企業体の構成員に連帯して負担していただきます。

(2) 応募資格

入札に参加できる者は、次に掲げる者で、入札に参加できる資格を有すると公立大学法人長岡造形大学理事長に認定された者をいいます。

- ① 新潟県内に本社、支店、営業所等を、入札の日までに 1 年以上有していること。また契約後、月に 1 回大学で開催する打ち合わせに、現場責任者及び現場担当者を管理する管理者が出席できること。
- ② 10 年以内に地方公共団体又は延べ床面積 2 万㎡以上の建物について、2 年以上、業務仕様書に記載の業務と同等の業務経験を有すること。
- ③ 本件に係る公告の日から本件に係る開札日までの期間に、長岡市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続き又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- ⑤ 次に該当するものが役員となっていないこと。
 - ・ 破産者
 - ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)を利用していると認められる者
 - ・ 暴力団員と認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体でないこと。
- ⑦ 法令等の規定により必要とされる許認可等を取得し、かつ、免許等を必要とする人員が配置できること。
- ⑧ 建築物環境衛生技術者及び電気主任技術者を入札の日において 6 か月以上雇用していること。

(3) 共同企業体に係る留意事項

- ① 代表法人等が申請を行うこととします。なお、代表となる法人等は当該共同企業体における責任割合が最大であることを要します。
- ② 構成員の全てが「(2)応募資格」に記載の①及び③から⑦までの資格を要することとします。
※ ②及び⑧については、業務内容に応じ、構成員のいずれかが条件を満たしていれば良いものとします。
- ③ 代表法人等及び構成法人等の変更は、原則として認めません。ただし、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと判断した場合には、変更を許可する場合があります。

(4) 複数参加の禁止

- ① 単独で参加した法人等は、共同企業体の構成員になることはできません。
- ② 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員になることはできません。